

沿革・あゆみ

大正	9年	1月	有限責任神奈川県信用購買組合聯合会設立
	14年	4月	保証責任神奈川県信用組合聯合会に名称変更
昭和	16年	5月	保証責任神奈川県信用販売購買利用組合聯合会に名称変更
	19年	1月	保証責任神奈川県信用販売購買利用組合聯合会解散
		1月	神奈川県農業会設立
	23年	8月	神奈川県農業会解散
		8月	神奈川県信用農業協同組合連合会設立
	24年	11月	農林中央金庫の代理業務を開始
	29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務を開始
	35年	3月	貯金1千億円達成
	38年	4月	住宅金融公庫の受託業務を開始
	39年	3月	農業改良資金の神奈川県指定代理金融機関の指定
	40年	6月	横浜市収納代理金融機関の指定
	41年	7月	内国為替取扱開始
	44年	4月	9支所を7支所に変更
	50年	7月	国庫金振込取扱事務開始
	53年	12月	国民金融公庫の受託業務(進学貸付)を開始
	54年	2月	全国銀行内国為替制度加盟
		3月	貯金5千億円達成
		11月	県内農協貯金ネット受払サービス取扱開始
59年	4月	7支所を2支所に変更	
	12月	貯金1兆円達成	
61年	12月	国債等窓販業務取扱開始	
平成	2年	7月	全国キャッシュサービスの取扱開始
		12月	日本銀行歳入金取扱開始(農林中央金庫代理事務)
	3年	8月	両替業務取扱開始

平成	4年	9月	日本銀行歳入復代理店取扱開始
		12月	貯金2兆円達成
	5年	3月	神奈川県縁故債引受シンジケート団加入
	6年	3月	後配出資制度導入
	8年	3月	神奈川県公募公債引受シンジケート団加入
		10月	支所を廃止
	9年	3月	横浜市縁故債引受シンジケート団加入
		6月	信託業務取扱開始(農中信託銀行の業務代理)
	10年	12月	投資信託窓販業務取扱開始
	11年	1月	日本銀行横浜支店と現金直接取引開始(農林中央金庫の業務代理)
	12年	5月	郵貯とのATM提携の開始
	13年	6月	本体での信託業務取扱開始(土地信託・不動産管理信託および特定贈与信託)
		6月	経営管理委員会制度導入
		11月	インターネット・モバイルバンキング取扱開始
	14年	4月	JA神奈川信用の信用事業譲受け
		10月	JAバンク神奈川ローンセンター開設
	17年	3月	貯金3兆円達成
	18年	4月	遺言信託・遺産整理業務取扱開始
	19年	3月	後配出資増額(237億円)と永久劣後特約付借入(920億円)実施
	20年	3月	後配出資増額(167億円)と永久劣後特約付借入(460億円)実施
	21年	3月	永久劣後特約付借入(236億円)実施
	24年	10月	特定信用事業代理業務取扱開始
	25年	1月	旧神奈川県産業組合館の歴史的建造物認定
	26年	5月	JAグループ神奈川ビル竣工
		8月	貯金4兆円達成
	29年	1月	為替集中発信システム県域稼働
		4月	食農営業部・営農サポートセンター設置
	30年	1月	新JASTEMシステムへ移行

業績

経営

業務

組織

フ
ァ
イ
タ
ル

索引

組織体制等

■会 員

(単位:会員)

資格別	平成28年度末	平成29年度末
正会員	20	20
准会員	20	20
合 計	40	40

■役 員

(平成30年6月30日現在)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
経営管理委員会会長	長嶋 喜満	代表理事理事長	秦 道喜
経営管理委員会副会長	三ツ堀清已	代表理事専務	菅森 雄司
経営管理委員	黒沼 利三	常務理事	鈴木 俊春
経営管理委員	原 修一	常務理事	木内 和明
経営管理委員	龍崎 智	代表監事	大久保 透
経営管理委員	大川 良一	常勤監事	河野 徹
経営管理委員	旗川 英明	監 事	瀧川 隆雄
経営管理委員	沼田 照義	監 事	山口 和裕
経営管理委員	加藤 奉文	員外監事	川上 元久
経営管理委員	二宮 務		

■職 員

(単位:人)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
男性職員	102	107
女性職員	89	87
常勤嘱託	41	43
合 計	232	237

■店舗一覧

(平成30年6月30日現在)

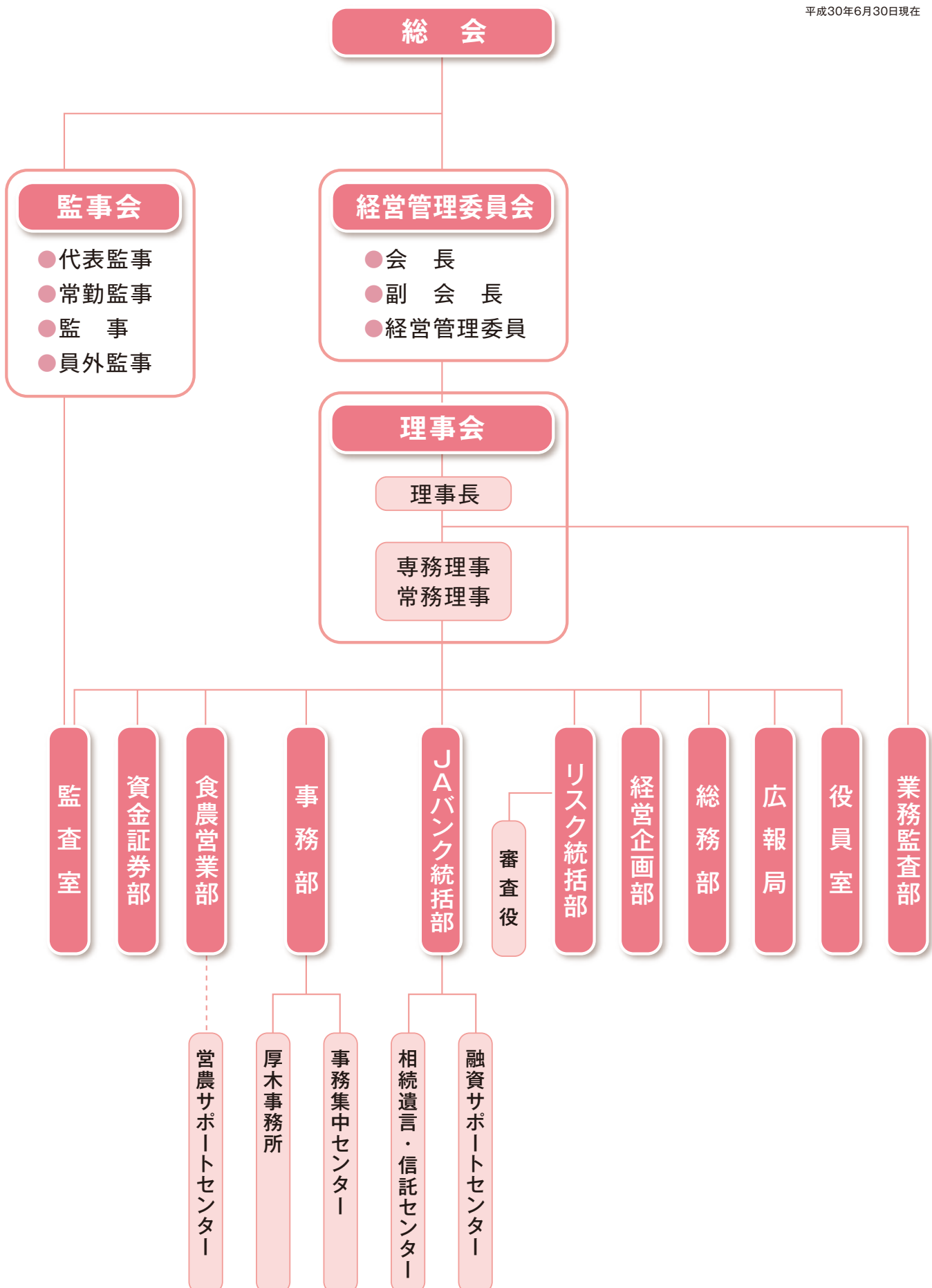
店舗名	所在地	代表電話番号
本 所	横浜市中区海岸通1丁目2番地の2	045-680-3011
厚木事務所	厚木市泉町3番13号	046-228-4330

■特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

組織機構図

平成30年6月30日現在



業績

経営

業務

組織

データ
ファイル

索引

役員等の報酬体系

① 役員

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

■役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は現金のみであり、毎月所定日に指定口座への振り込みの方法により支払っています。また、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続を経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

■対象役員に対する報酬等

(単位:百万円)

支給総額	
基本報酬	退職慰労金
75	14

注: ①対象役員は、理事5名、監事1名です。

②退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

■対象役員の報酬等の決定等

●役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に、各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

●役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、退任経営管理委員については経営管理委員会、退任理事については理事会、退任監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

② 職員等

■対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当した者はおりません。

注: ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

③「同等額」は、平成29年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

④平成29年度において、当会の常勤役員が受けた報酬等と同額以上の報酬等を受けた者はおりません。

③ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」、その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

県下JAの所在地およびATM設置状況等

JAの所在地等

(平成30年6月30日現在)

JA名	郵便番号	住所	電話番号	店舗数	ATM台数
横浜	241-0821	横浜市旭区二俣川 1-6-21	045-414-0001	51	92
セレサ川崎	216-0033	川崎市宮前区宮崎 2-13-38	044-877-2111	39	78
よこすか葉山	238-0396	横須賀市林 3-1-11	046-857-2121	13	18
三浦市	238-0111	三浦市初声町下宮田 3024-1	046-888-3145	1	5
さがみ	252-0804	藤沢市湘南台 5-14-10	0466-45-4111	43	57
湘南	254-0811	平塚市八重咲町 3-8	0463-25-0150	18	23
いせはら	259-1142	伊勢原市田中 250	0463-93-8111	9	13
はだの	257-0015	秦野市平沢 477	0463-81-7711	10	11
あつぎ	243-0004	厚木市水引 2-9-2	046-221-1666	14	22
県央愛川	243-0303	愛甲郡愛川町中津 747	046-286-2111	6	8
かながわ西湘	250-0874	小田原市鴨宮 627	0465-47-8125	32	36
相模原市	252-0239	相模原市中央区中央 6-10-10	042-755-2111	17	32
津久井郡	252-5185	相模原市緑区中野 550	042-784-1321	10	17
13JA		合計		263	412

注:①JAの本所・本店所在地および代表電話番号を記載しています。

②平成30年4月16日より、JAかながわ西湘が当座性貯金の入出金や通帳記帳等の窓口業務を可能とする金融移動店舗車「きんじろう号」を運行させました。(店舗数からは除く)

ATMの設置台数

(平成30年6月30日現在)

店舗内	店舗外
379(380)	33(33)

注:()内は当会設置ATMを含む台数です。

店舗外ATMの主な設置場所

- 相模原市役所 ●綾瀬市役所 ●座間市役所 ●寒川町役場 ●愛川町役場 ●相模原協同病院
- 伊勢原協同病院 ●サンモール厚木まちづくり財団記念会館内 ●エコープ中田店(横浜市)
- ロピア瀬谷橋戸店(横浜市) ●エコープ城山店(相模原市) ●ヨークマート田名店(相模原市)
- 西友藤沢石川店(藤沢市) ●スーパーアルプス塩田店(相模原市)

ATMの詳細な設置場所については、各JAホームページまたは当会JAバンク統括部(046-228-3166)までご照会ください。

業績

経営

業務

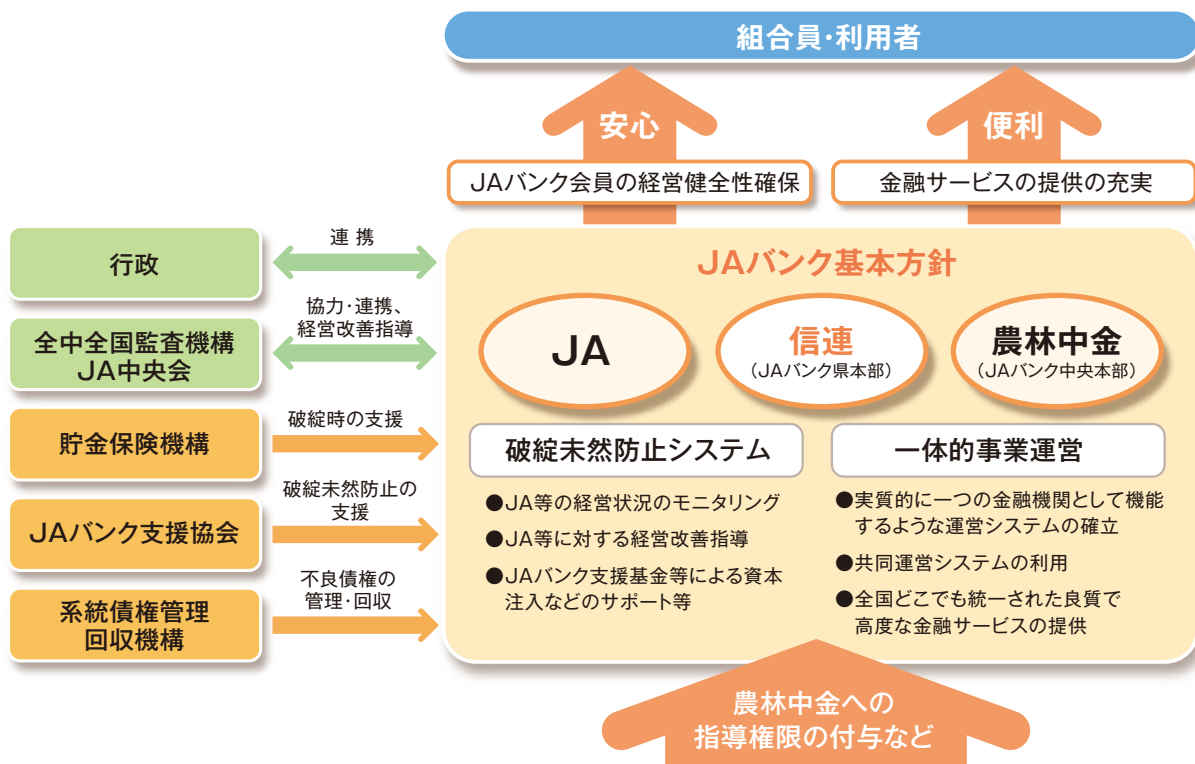
組織

フ
ァ
イ
タ
ル索
引

JAバンクシステム

JAバンクは、万全の体制で、組合員と利用者の皆さまのために、**「より一層の便利と安全」**をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」にしたがい、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



再編強化法…農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律

国の公的な制度「貯金保険制度」

貯金保険制度とは国の公的制度であり、農水産業協同組合貯金保険法に基づき「JAなど加入組合」から徴収された保険料をもって、「JAなど加入組合」が万一、経営が破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに、一定の金額を限度に貯金者を保護する制度で、貯金業務を取り扱う全てのJA、信連、農林中金などが加入しています。また、本制度における貯金者保護のための仕組みは、銀行・信金・信組等が加入する預金保険制度と基本的に同じです。



組合員・利用者の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をお届けするためのJA金融システムが「JAバンクシステム」です。このシステムに一体的に取り組むJAバンク(JA・信連・農林中金)の金融店舗には、「JAバンク会員マーク」が掲示されています。